

# 「秘記」にみる元禄から寛保年間の盛岡藩（一）

——幕府と盛岡藩の馬政を中心に——

細井 兼平 賢治  
計  
（東北大学大学院文学研究科）

## 一 盛岡藩に関する史料と「秘記」について

盛岡藩は、陸奥国北・三戸（以上、現青森県）、二戸・九戸・閉伊・岩手・志和・稗貫・和賀（以上、現岩手県）、鹿角（現秋田県）の一〇郡を領有した一〇万石（寛文四年へ一六六四）から天和三年へ一六八三）まで八万石、文化五年へ一八〇八）から二〇万石、明治元年へ一八六八）から旧仙台藩領白石一三万石へ減転封、明治二年へ一八六九）から岩手・紫波・稗貫・和賀の四郡からなる盛岡一三万石に復帰）の外様中藩（のち外様大藩）で、中世以来三戸地方を中心に勢力を拡大して盛岡（現岩手県盛岡市）へ進出した南部氏が、信直・利直・重直・重信・行信・信恩・利幹・利視・利雄・利正・利敬・利用・利済・利義・利剛・利恭と一六代にわたって在封し、他藩より一年早い明治三年（一八七〇）に廃藩置県を断行した。

この盛岡藩に関する史料については前号でその概要を述べたが、その後の動向としては、『青森県史』（資料編、近世4、南部1、盛岡藩領）が平成一五年三月に刊行された。その内容を見ると、活字化されてこなかった数多くの史料が収録されているのはもちろんのこと、注目すべき史料も新たに発掘されており、より一層史料の利用が便利なものとなった。また、盛岡市中央公民館（以下、中央公民館と略称）からは、『盛岡藩南部氏宛老中奉書類調査報告書』（中央公民館学芸ボランティア編）が平成一五年三月に刊行された。同館所蔵の「幕府答礼奉書」（二、六五〇点）を中心に整理をした成果として、【解説編】では、これらについての詳細な検討が加えられ、【資料編】には、「御内書」、「老中奉書」、「老中返札」、「老中書状」、「伺書附札」、「老女返札」などからなる「老中奉書類一覧表」が付されている。これらの成果をもとに、さらに盛岡藩政史研究が進展することが期待される。

「秘記」にみる元禄から寛保年間の盛岡藩（一）

さて、盛岡藩政史研究において必要不可欠な、最も基本となる史料である家老席執務日誌の「雑書」一九〇冊(寛永二年(正保元年、一六四四)〜天保一年(一八四〇)、中央公民館所蔵)は、現在、筆者の一人である細井を中心にして、昭和六一年から『盛岡藩雑書』(盛岡市教育委員会・中央公民館編集、細井計責任校閲、熊谷印刷出版部)として活字化する事業が進行中であり、第一五巻(享保一七〜同二〇年)まで刊行された。この「雑書」が、盛岡藩領内の出来事を詳細に記録した日記であるのに対して、前号でも指摘したように、「秘記」(乾・坤二冊のうち「秘記坤」、岩手県立図書館所蔵)に収録されている、江戸における盛岡藩の動向を記録した記事(正保二年(一六四五)〜寛保三年(一七四三))は、盛岡藩の江戸藩邸執務日誌と推測される「御在府日記」(あるいは「江戸御日記」とも)から、主要な記事を引用したものと考えられる<sup>2)</sup>。

中央公民館所蔵の「御在府留」一二七冊(寛文七年(一六六七)〜慶応元年(一八六五))について、「秘記」が収録している記事の下限である寛保三年までのもの一五冊を閲覧したところ、一冊を除いたそのすべてが、日記形式で記されたものではなく、奉書や書状、献上目録などを分類・整理して編纂されたものであり、唯一、寛文七年の「雑書」と表紙に記された一冊のみ、現存する「御在府日記」の原本と推測されるものであった。「御在府留」のほかにも、岩手県立図書館や中央公民館の所蔵する史料などを閲覧してみたが、少なくとも寛保三年までの「御在府日記」の原本は、その可能性が極めて高いこの寛文七年の「雑書」一冊を除けば、管見の限り発見できず、所在不明である。

「御在府日記」からの引用記事は、盛岡藩の諸記録から記事を摘録し、「訴訟願之類」、「公用 御願并御届之類」、「上使并御鷹之雁雲雀御拝領之次第」、「御暇之部」、「御判物御頂戴之次第」、「御参勤御入部」などに分類・整理して編纂された「書留」(八種類あるうち(分類番号三〇・四一・一六)のもの、一四冊、中央公民館所蔵)をはじめ、いくつかの史料に、「〇御在府日記二」などと傍注が付されて収録されているから、「秘記」だけにみられるものではない。また「秘記」は、これら出典を「御在府日記」とするものと文言の一致する記事を数多く収録してはいるものの、出典が明記されているわけでもない。さらに、「書留」などに収録されている「御在府日記」からの引用記事には数に限りがあり、また、「御在府日記」の原本を見えないことから、「秘記」に収録されている全ての記事が、「御在府日記」に記されていた記事と一致するものであると断定はできない。しかしながら、そうした点を考慮してもなお、正保から寛保年間までの、江戸における盛岡藩の動向を記録した記事を数多く収録した「秘記」は、内容も信頼できる大変貴重な史料と言えるであろう。

以上のことから、「秘記」に収録されている、江戸における盛岡藩の動向を記録した記事の解説文を紹介し、広く一般に供したい。前号では、正保から貞享年間の記事の解説文を紹介し、そのなかから注目すべき記事について若干の考察を加えた。本号では引き続き、元禄から寛保年間の記事の解説文を紹介するとともに、そのなかから注目すべき記事を取りあげて若干の考察を加える予定であったが、紀要の体裁と紙面の関係から、解説文の紹介

については、元禄から宝永年間分を本号で紹介し、正徳から寛保年間分については、次号で紹介しなければならなくなった。ご海容いただきたい。なお、本稿においては、本文を兼平が執筆し、解説・翻刻作業を細井と兼平が行った。

## 二 「秘記」にみる幕府と盛岡藩の馬政のかかりについて

### (一) 幕府による公儀御馬買衆の派遣とその廃止

東北地方の馬に関する研究については、厚い研究蓄積を有する古代・中世史とともに、近世史においてもこれまで研究が積み重ねられてきたが、幕府や大名・旗本による東北諸藩（主に盛岡・仙台・秋田の三藩）への馬買役人の派遣については、『南部馬史』（佐藤陽次郎著、南部馬史発行所、一九一八年）や『日本馬政史』第二卷（帝国競馬協会、一九二八年）、『馬事年史』第二卷（大友源九郎編、日本競馬会、一九四七年）で膨大な史料が収集されて基本的な事柄が確認されており、また、『岩手県史』第五卷・近世篇②（岩手県、一九六三年）や『雫石街道の歴史（雫石町誌史料第二集）』（雫石町教育委員会、一九六七年）、『雫石町史』（雫石町・同教育委員会、一九七九年）などの自治体史をはじめ、渡辺信夫・鯨井千佐登両氏と細井計などが言及しているもの<sup>③</sup>、本格的な研究は未だ十分な蓄積を持つていたとは言えない。この幕府の馬買役人である公儀御馬買衆（以下、御馬買衆と称す）の派遣に関しては、かつて、派遣の開始から廃止される元禄四年（一六九二）までを対象に検討したことがあるが、本稿では「秘記」の記事などをみながら、盛岡藩を中心に、派遣廃止後の動向も含めて検討してみたい。

馬産地として全国に知られた糠部郡（寛永一一年（一六三四）までには、北・三戸・二戸・九戸の四郡となる）を中心に中世以来勢力を拡大し、また、古くから馬の生産と飼育に優れた技術を有していた南部氏が治めた盛岡藩は、御馬買衆をはじめ、数多くの大名・旗本が馬買役人（御馬買衆に対して脇馬買や馬買などと称された）を派遣していたことから知られるように、幕府や諸藩などから良馬の生産・供給地として期待されていたのであり、藩では、牧（牧場）を早くから開設するなどして馬産に力を注ぎ、その期待に応えていた。

軍事権を兵馬の権と呼び、馬揃によつて軍事力を示威し、そして、武家諸法度に「文武弓馬之道専可相嗜事」ともあるように弓術とともに馬術を殊に重んじる、武芸を職能とする武士にとつて、馬は武威と武芸を象徴する存在であつたと言えよう。戦闘者たる武士（個人・軍団）にとつて馬は武具のひとつであるから、良馬を確保し乗り熟すことは、軍事力の優位さと武芸の技量が秀でていることを周囲に知らしめた。また、馬上で戦をすること本来的な武士身分の象徴と考えられていたから、馬は武士そのものを象徴する存在であつたとも言える。そして、名馬を飼うことは武士のあるべき

「秘記」にみる元禄から寛保年間の盛岡藩（一）

姿とされていたから、諸国の武士たちは江戸でその馬の質を競いあっていたようだ<sup>6)</sup>。さらに馬は、中世以来主君から家臣に下賜され、家臣から主君に献上されることで、主従関係をより強固なものとする媒体の役割を果たしており、それはまた、大名や旗本が相互に懇親を深めるための贈物としての役割も果たしていた。大名のなかには、全国に知られた「南部馬」を種馬として購入し、良馬を自力で生産し確保しようと試みる者もあった<sup>7)</sup>。近世において馬は、以上に述べたような存在であり、役割を担っていたから、幕府も大名・旗本も馬買役人を派遣して競うように良馬を買い求めたのだろう。

東北諸藩への御馬買衆の派遣は、幕府が開かれる以前から徳川家康・秀忠が、良馬を求めて「御馬御用」<sup>8)</sup>の役人衆を南部領へ年々派遣していたのがその原型であろう。慶長・元和期から毎年のように派遣されていたようであるが、寛永期になると、数多くの史料から派遣の事実がほぼ毎年確認されるようになる。例えば寛永四年（一六二七）には、大御所徳川秀忠と將軍家光が派遣した御馬買衆四人が、横手から盛岡藩領へやって来るなどしているが<sup>9)</sup>、その後、派遣される馬買役人の人数（旗本二人）や、馬の主な購入先である盛岡・仙台・横手（秋田藩）へ向かう順路が固定されるなど、制度的に整えられて派遣されるようになるのは、寛永中頃から後半のことであり、以降は毎年派遣の事実が確認される。馬を好んだという家康が、早くから「御馬御用」役人を年々派遣して良馬の確保に努めていたのは、自己の力量を所有する馬でもって示威する意図があったからだろう<sup>10)</sup>。なお、江戸時代の早い時期から、最後に派遣される元禄三年（一六九〇）まで、幕府の役人（御馬買衆）が数多くの従者を引き連れて、奥州道中を北進して刈田郡宮（仙台藩領）から笹谷街道を抜け、山形経由で羽州街道を北進して横手へ向かい、そこから国見峠を越えて盛岡へ入り、今度は奥州道中を南進して仙台に逗留した後に江戸へ帰っていくという、東北諸藩をほぼ一巡する順路を採用し、固定していたことは注目してよい。彼らの任務は、もちろん良馬を購入することにあり、奥州道中をはずれて横手へ立ち寄ったのは、そこで馬市が開かれていたからであるが、一巡する間に見聞した東北諸藩の情報を幕府へもたらすことも、彼らの暗黙の任務であったと推測すれば<sup>11)</sup>、逗留先での御馬買衆への厚遇は、更に興味深いものとなる。

さて、御馬買衆を迎え入れる盛岡藩についてみると、御馬買衆が江戸を立出する日から盛岡へ到着する日まで、彼らの日程について頻繁に情報を収集しており、江戸を出発する前には、「御隙次第御出被下度候、風情も無御座候得共、料理可申付候条、必待入存候<sup>12)</sup>と認めて、御馬買衆として派遣される旗本らを江戸藩邸に迎え饗応していた。また、領内では御馬買衆が到着する前に、相応の準備をしておく必要があった。その苦勞は、盛岡・仙台・秋田など諸藩の記録をみると大変なものであり、その一端を天和二年（一六八二）の盛岡藩の「雜書」を例に紹介すれば、「御馬買衆御逗留中御入用之御買物諸事例年之通調候役人」（九月九日条）や「御書院前掃除奉行」（同二六日条）、「御馬買衆御逗留中御馳走人」（同二七日条）などが任命され、「御馬買衆御用御肴」を準備するために役人が北閉伊と南閉伊へ派遣されている（同晦日条）。御馬買衆が通過する宿駅へは、二人の御馬買衆へそれぞれ御朱印伝馬一疋を準備するよう認めた廻状がまわされているが、それが奥州道中の最初の宿駅である千住（現東京都）から横手経由で盛岡まで届けら

れると、これを急ぎ仙台領へ送っている(二〇月朔日条)。そして、いよいよ御馬買衆が盛岡入りとなると、家老らが丁重に出迎えた。御馬買衆は、到着の翌日から購入する馬を数日かけて見分しているが、その間にも嫡子南部行信(後の五代藩主)から振舞を受けており、また、鹿や生鯛、御茶、御菓子、鴨、熊胆、細辛(生薬の一種)などの進物を受け取っている。なかでも熊胆と細辛は、御馬買衆が所望したものであった。御馬買衆が馬を購入し終わって、次の逗留先である仙台へ移ってから、盛岡藩から彼らへは、「御鷹嶋二羽二箱ツ、御書共」に贈られていた(二一月五日条)。

なお、大名・旗本が派遣した脇馬買に対しては盛岡藩は丁重に対応しており、それが南部家と数多くの大名家との懇親を深める契機にもなったようであるが、御馬買衆が馬を購入した後には脇馬買が馬を見分しているように、やはり御馬買衆が優先して良馬を確保できるように配慮されていたのであった。そのことは、脇馬買の購入馬がおよそ五〜八両に対して、御馬買衆の購入馬がおよそ八〜一二両と高値であったことから知られよう。

こうした御馬買衆を迎え入れる苦労は、通行する村々の農民にも重くのしかかっていたようで、例えば盛岡藩領の雫石では、「道路の修理・橋の架け替え・宿舎の準備・接待・送迎のための人足・伝馬などに苛酷な徴用を強いられ」ており、寛文三年(一六六三)には、待遇改善を求めて訴願状が出されていた<sup>13</sup>。また、天和二〜三年の藩財政の一端を知ることができる「邦内貢賦記」によると、「盛岡五代官並鶴飼御役立之品々」のなかに、「御馬買衆御入用銭、百石に付百五十文ほど」とみられるように、領内の通(代官支配区域)の多くに、それぞれ百石につき一五〇〜二八〇文ほどが賦課されており、海に面した田名部通(現青森県)には、「御馬買衆御逗留中御看御用次第」ともみられる。さらに、御馬買衆の購入馬だけには限らないが、「御馬」の飼育のための「御馬飼料青引代」は百石につき一貫五三六〜一貫七〇〇文、「御馬飼料糠」は百石につき三駄(一駄を八〇文とする)が、同じく多くの通に賦課されていた。御馬の飼育と御馬買衆を迎え入れるための負担が、いかに領民に転化され捻出されていたかが知られるのである。

ただし、こうした重い負担を強いられた反面で盛岡藩は、御馬買衆の来訪の恩恵に与るところもあつたことを述べておかなければならない。前号でも指摘したように、御馬買衆として派遣された旗本と懇意な関係を築き、それを幕府との交渉を円滑にすすめるために活用していた。また、彼らの周旋によって家臣が召抱えられており、なかでも馬に精通した者の召抱えは、盛岡藩における馬術の向上と、馬政の発展に寄与したと思われる。さらに、御馬買衆が通行する街道の整備が促進されたことは特筆すべきことであり、先に述べた雫石は、重い負担を背負われた反面、その恩恵に与つてもいたのである<sup>14</sup>。馬の売却益については、藩財政に寄与したものと推測されるが、史料が少ないことから、御馬買衆が購入する馬数が多く、また、脇馬買が多数来訪していた頃はともかく、これらが減少してくる派遣廃止頃のあたりまで、馬の飼育・管理や御馬買衆を迎え入れるための経費などを差し引いた上で、なお藩財政を潤すだけの余剰利益を十分に確保できていたのか、この点は未解明で今後の課題としたい。

以上にみた御馬買衆の派遣は元禄三年まで続けられてきたが、「秘記坤」元禄四年四月三日条によると、幕府老中大久保忠朝から盛岡・仙台両藩の江

戸留守居役に、派遣を廃止する旨が伝えられ、今後は「御馬買時分之ことく御買馬」を吟味し、「歳・毛・性」を目録に認め、それを幕府の若年寄まで提出するように求められている。つまり幕府は、盛岡・仙台両藩の役人が見分した馬を記した目録から購入馬を選定し、江戸へ運ばせて購入することにしたのである。この購入方法は、「御馬買」から「御買馬」と称されるようになった。こうした購入方法の変化には、さまざまな背景が考えられるが、武威・武芸を象徴する馬の価値・重要性が、確固たる平和が持続する武家社会において後退し、需要が減少してきたことに加えて、御馬買衆を派遣する側と迎え入れる側双方の労力・経費両面の負担軽減を狙ったものと考えられよう。脇馬買の派遣も時の経過とともに減少していた。このような時勢の下、先述のように、御馬買衆が東北諸藩の情報収集を暗黙の任務としていたとするならば、幕府と大名の関係が安定し定着して久しいこの時期、わざわざ旗本二人を毎年派遣する積極的価値も薄れたのだろう。またあるいは、馬の保護にも力を注いでいた五代將軍徳川綱吉の生類憐みの令が影響した点も考慮しなければならないだろうか。いずれにせよ、派遣廃止の前年から幕府の購入馬数が減少し、毎年七〜八疋に固定されて形式的な購入へと変化しているが（註後の【表1】【表2】参照）、これは、先述した馬の需要の減少とともに、幕府財政逼迫の折に馬の飼育・管理などに掛る経費の削減を図ろうと、幕府が購入馬数を必要最小限にとどめた結果とも考えられよう。なお、東北諸藩への御馬買衆の派遣は廃止されるが、もう一方の派遣先である武蔵国府中（現東京都）へは享保初年まで派遣が続けられている点も含めて、元禄四年の派遣廃止の意義をさらに検討する必要性もあるだろう。<sup>17</sup>

幕府が購入する馬については、盛岡・仙台両藩の役人がそれぞれ見分して選定した五〇〜六〇疋を目録に認めて幕府へ提出し、そのなかから選ばれるのだが、その馬は、乗り馴らした馬であること、毛色の種類、形が良くなくとも乗り心地の良い馬であること、などの条件が付されており、さらに、「公儀御馬買文書」（中央公民館所蔵、但し内容から「公儀御買馬文書」である、傍点筆者）のなかの「御買馬御好之書付」をみると、小柄で「乗合能、物驚不仕、毛色きれい成駒」が求められていた。なお、盛岡藩が見分する馬には、八戸藩の馬も含まれていた。

幕府は購入馬を決定すると、購入馬とともに予備の馬を認めた注文書を盛岡・仙台両藩へ届け、これらの馬を江戸へ運ばせて購入したのである。「雜書」元禄一二年一月二三日条によると、盛岡藩では「御買馬」の通行に際し、「御馬相立候付、道橋人馬足入無之様申付、御馬屋掃除、飼料馬草等支度申付候様」に、郡山（現岩手県紫波町）と花巻（現岩手県花巻市）へ伝達しており、また、「雜書」元禄四年一月一九日条によると、江戸までの道中の宿駅へは、「御馬八疋從奥州江戸迄、南部大膳大夫馬役之者差副参候間、右口付之者并馬飼料人足入用之儀、大膳大夫家来断次第無滞様」に差し出すよう幕府から求められていたことが知られる。幕府による盛岡藩からの馬の購入価格は、正徳四年（一七一四）の例では七疋で合計七四両、一疋あたり九兩二分〜一二兩であったが、<sup>18</sup>仙台藩からの馬の購入価格は、五代藩主伊達吉村時代の歴史をまとめた「獅山公治家記録」（仙台市博物館所蔵）正徳四年一月二三日条によると、八疋で合計二一〇兩であり、一疋あたり二六兩前後であった。<sup>20</sup>

(二) 派遣廃止後の幕府と盛岡藩の馬政のかかわり

さて、御馬買衆の派遣廃止から正徳年間までの、幕府による盛岡・仙台両藩からの購入馬数をみると、毎年七〜八疋であったが、享保元年（一七一六）から享保一三年（一七二八）までその数は約二倍に増加している。これはやはり、綱吉の治世に行われなくなった鷹狩を再開するなど、武威の高揚を図った徳川吉宗の將軍就任が契機となったものであろう。享保元年と享保四年（一七一九）には購入馬数を増加する旨が、幕府から盛岡藩と仙台藩に伝達されており、実際に増加している。また、例年の幕府への献上馬については、「雑書」正徳六年（享保元年）五月三日条に、「御代替、御馬御数寄被遊候間、御馬随分遂吟味数多可致下見」ともみえる。吉宗の馬政に関しては荒居英次氏の研究に詳しいが、吉宗は、幕府による牧の積極的な直営に乗り出し、下総佐倉・小金両牧を享保四年より同七年（一七二二）の間に整備・開設し、それと同時に房州嶺岡牧を享保七年に再開、さらに、朝鮮及び唐産の馬や洋馬の輸入にも積極的で、これら輸入した馬によって馬匹の改良を図り、直営の牧で軍馬の積極的養成確保策を推進したのであった。享保年間には制度の変化もあった。「雑書」享保五年（一七二〇）九月二十六日条によると、「御買馬之儀、向後御用御馬と唱」えるよう幕府から指示があり、「御馬御伺目録」の提出も「無用」とされ、あわせて、江戸まで馬に付き添う役人の数を減少するようにとの指示も出されていた。また、盛岡藩では、馬に付き添う役人に対して、「諸献上物附参候才領并御雇之者共、道中二御献上物を權威ニ仕、宿々ニ夫買も不相出、小揚を出させ、或ハ旅籠払等も所ニ寄滞候様」に聞いているから、「御用御馬」についても注意するように、さらに、「公義ハ諸事御費を御省キ、道中宿々江も被仰渡被指置候由候得は、御馬附登候者共道中随分相慎、下々自分之用事等少も不申懸」様にし、接待されたり贈物を受け取ってはならないと命じている。將軍の馬を引き連れて江戸に上る者のなかには、その道中において、「御馬」の「權威」を笠に着て驕り高ぶる者があったのかもしれない。享保八年（一七二二）には、盛岡・仙台両藩領内の馬喰が江戸に馬を牽き上り、そのなかから幕府役人が馬を選定し購入する仕組みへと替わった。幕府が購入した馬は、「馬喰馬」から「權威」を帯びた「御馬」へと変化するのである。

ところで荒居英次氏は、先に紹介した享保年間の吉宗の馬に関する政策とともに、幕府が元禄四年に御馬買衆の派遣を廃止し、更に享保八年には馬喰に御用馬購入を全く一任し、いちいち江戸まで馬を牽き上らせたことを、「御用馬買入の消極化、弛緩を示すもの」、或いは「御用馬買入策の後退」として、「吉宗は、享保改革の一環として幕府の馬匹対策を、御用馬の買入制から自力による御用馬（軍馬）の養成確保に切換えた」と評価される。ただし本稿で注目したいのは、先述のとおり、吉宗は將軍就任後しばらくは盛岡・仙台両藩から積極的に馬を購入していたことであり、また、享保一二年（一七二七）から購入馬を選定する際に吉宗自ら見分していたことは、幕府や盛岡・仙台両藩の役人に委ねていたこれまでの制度と比較すると注目してよいだろう。そしてなにより、幕府牧での御用馬養成確保体制の基盤をつくるためには、やはり盛岡・仙台両藩からの良馬の購入（または献上）が欠

かせなかつたことである。その一端を紹介すれば、「雑書」享保四年一月八日条によると、幕府は盛岡・仙台両藩に馬を吟味させ、それを見分した上で、仙台藩から三疋の馬を購入して幕府牧の「父馬」としている。また、「秘記坤」享保七年五月一日条などをみると盛岡藩は、「駄馬貳拾疋」（駄馬は牝馬のこと）を購入するから「房州峯岡山田村綿貫夏右衛門旅宿迄」牽き連れてくるよう幕府から指示されていた。実際には、嶺岡へは運ばれず、江戸城西の丸にある諏訪部文右衛門が預かる厩へ届けるよう指示が変更されているが、先述のように、享保七年は嶺岡牧が再開された年であり、また、年は下るが元文三年（一七三八）の嶺岡牧の種馬血統をみると、牝種馬の多くが南部筋（四八疋中三三疋）であることからしても、この盛岡藩から購入した「御用駄馬」二〇疋（うち一六疋は盛岡藩の申し出により献上される）が、幕府の自力による御用馬養成確保体制構築の基盤となつたとみてよいであろう。「雑書」享保元年七月一日条には、「公義御馬責御不足」により、盛岡藩士の岡田六郎を召抱えたいと幕府から申し入れがあり、岡田は「早速御馬責ニ被召抱」たとあるが、吉宗は幕府の馬政充実のために、盛岡藩士を召抱えてもいたのだつた。

馬喰が江戸へ率いていった「南部馬」の幕府による購入数は、享保一三年頃を境にして毎年一〜七疋と減少し、仙台藩の馬喰からの購入馬数も同じ傾向がみられるが、これは、幕府牧での御用馬養成確保体制が整い、御用馬に利用できるだけの良馬の再生産が可能になつたことによるものだろう。以上のように、幕府による東北諸藩（なかでも盛岡藩と仙台藩）からの馬の購入は、幕府政治や武家社会のあり方の変化に伴なつて、購入方法や購入馬数もまた変化をしており、両者は密接に連動していたことが知られるのである。

### 三 「秘記坤」（元禄〜宝永年間）の解読

凡例

- 一、本稿では、「秘記坤」に収録されている、元禄から宝永年間（一六八八〜一七一）までの、江戸における盛岡藩の動向を記録した記事のすべてを解読・翻刻した。
- 二、読解に便利なように、適宜読点（、）や並列点（・）を打った。
- 三、漢字の旧字体や異体、仮名の変体等については、原則としてこれを避け、今日通行の字体に改めた。例えば、「ぶ」、「者」、「茂」、「昏」、「臺」等は、それぞれ「より」、「は」、「も」、「紙」、「台」等とした。ただし、「江」、「而」と、「者」、「式」、「拾」、「廿」等の漢数字は、そのままとした。
- 四、解読者の傍注はすべて括弧にくくり入れた。なお、本来は「儀」であるところの「義」や、「衛」であるところの「へ」は、繁雑となるから、こ

これらの注は控えた。

五、敬語上の改行（平出）は、一字欠にして連記し、欠字については、そのまま一字欠にした。

六、本文の脇などに後から書き加えられた文字や条文は、適当な箇所に入した。

元禄二己酉歳

一 三月十日、（南部重信）若殿様御着府

一 六月七日、桜庭兵助御下屋敷へ被為召、於 御前被 仰渡候ハ、其方義、阿部豊後守様（正武）へ被得御内意、加判被 仰付候、罷下何も相談可相勤旨、若殿様被 仰渡之

一 同日、未刻 （南部重信）大殿様江戸御発駕、四月廿一日御暇御拝領也

元禄三庚午歳

一 四月朔日、（南部重信）大殿様御着府

一 同廿六日、池田久兵衛義、日光御門主様御頼、京都へ被遣候付被為呼、去ル十五日上着、依之御加増百石被遣、都合三百石被成下、兵助申渡之（按題）

一 六月廿八日、（南部重信）若殿様先月廿八日御暇被 仰出、今日江戸御発駕

一 七月朔日、若殿様、去月廿九日房川洪水、御渡船不相叶、栗橋御逗留、依之為御届阿部豊後守様（正武）へ栗橋より御使者黒沢喜兵へ被 仰付、関新兵へ

同道、豊後様へ伺公、御逗留之義申上候へハ、御聞届被成候、道中逗留之義、三日迄ハ不苦候、三日過候へハ、御月番迄被 仰達等候間、左様御心得可被成由被 仰聞之

一 九月廿六日、（南部重信二男）大助様御名乗、始（後の定信）而豊信様と御改被成、依之御役人中江御料理被下之

一 十一月十五日、（南部重信）隼人様、御額御直御袖被為留御祝儀有之

一 十二月廿七日、上使保科主税様を以、御鷹之雁二御拝領

元禄四<sup>辛未</sup>歲

- 一 正月十九日、弘文院先頃還俗被 仰付候付、家内二有之ていはつ之弟子何も還俗可仕候、於不同心は家内立除候様ニ被 仰渡候付、根市安節今日束髮被 仰付、御意之旨兵助申渡之、御紋御上下一具被下之、依之御肴一折上之
- 一 正月廿一日、下村奚疑<sup>元俗</sup>被 仰付、名宜平と相改、依之御肴一折上之
- 一 三月十二日、若殿様御参府、去二日盛岡御発駕
- 一 四月三日、大久保加賀守様より御留守居被為呼、柴田藤左衛門参上候処ニ、加賀守様御直ニ御口上ニて被 仰渡候ハ、只今迄奥州筋へ御馬買御下被成候処、当年より御馬買被遣間敷候、依之自分之役人差出、御馬買時分之ことく御買馬吟味仕、歳・毛・性委細目錄仕相伺、若御老中迄可被指出候、尤代付等之義も念入可被申候、委細ハ諏訪部文九郎<sup>江被</sup>被 仰付候間可承由、松平陸奥守様御留守居一所ニ被 仰渡之
- 一 六月廿七日、大殿様江戸御発駕、四月廿八日御いとま御拝領也

元禄五<sup>壬申</sup>歲

- 一 四月朔日、大殿様<sup>己</sup>下刻御参府
- 一 十二月三日、今朝五郎八様御遠行
- 一 同五日、遠江守様今朝被為召御登城之処、隼人様御縁組御願之通、松平伊予守様之御息女様、御双方首尾好被 仰出之
- 一 同六日、漆戸甚左衛門乗物、関新平・遠山伝左衛門駕籠御免之御願被 仰上候処、御月番大久保加賀守様より御留守居被為呼、御免之旨被仰渡之
- 一 同十一日、御目付柴田越前守様ニて、甚左衛門・新平・伝左衛門ニ柴田藤左衛門附参、起請血判相済
- 一 同十八日、御月番大久保加賀守様より御差紙、今日隼人様御登城候様ニと申参、今朝御上り被成候処、諸大夫ニ被 仰付旨、御老中御列座、加賀守様被 仰渡之

元禄六<sup>癸酉</sup>歲

- 一 正月廿九日、於八千様、御ほうそうニて、今晚寅刻御遠行
- 一 二月廿二日、辰刻 重信様・行信様・隼人正様御同道御登城、於御座之間中庸・天命御講談御拜聞、是ハ兼而依御願今日拜聞被成候様にと、去十九

日御老中御連名之御指紙二而、重信様被為召被 仰渡之、尤兩殿様二も御同道候様二と被 仰付候二依也

- 一 四月十一日、松平伊予守様(池田綱政)へ実信様より御結納之御祝義被進、御使者御家老漆戸甚左衛門、添御使者御留守居瀧六右衛門
- 一同廿二日、行信様御登城、御在所江之御暇被 仰出、銀子貳百枚、時服三十御拝領之

元禄八乙亥歲

- 一 二月廿八日、(兩部行傳、実信)兩殿様御同道御登 城、御下宿之節、来月朔日御講談拜聞仕候様二と被 仰渡之、夫より御老中様方御廻
- 一 三月初日、(兩部直致)兩殿様・遠江守様御同道、辰刻御登 城、易经乾卦御講談御拜聴也
- 一 同十五日、御用人岸半右衛門六十二歲、動氣持病二付、駕籠御免之御願、去ル十二日被 仰上候処、今日如御願被 仰出、御目付大嶋雲八様二て、半右衛門二瀧六右衛門附參、誓詞血判仕候事
- 一 四月十六日、(後の六代藩主信忠)藤平様御事、(正武)阿部豊後様へ中山平右衛門様御頼被 仰入候趣、

覚

私次男、下腹之世忰藤平儀、私家来玉山六兵衛と申者養子為取申度存候、此旨豊後守殿江御内意御窺可被下候、宜様頼入存候、委細は口上申含候、以上

四月十六日

(兩部行傳)  
御名

中山平右衛門様

為御使者桜庭十郎右衛門被 仰付

右之御書付為持被遣之

口上之覚

別紙以書付申入候通、(兩部行傳)信濃守下腹之世忰藤平と申御座候、右藤平儀、家来玉山六兵衛と申者養子二仕度由願申候、此六兵衛儀、信濃守母方之從弟二御座候、右之分を以、藤平為養申度由、信濃守も存候、藤平事、于今ひろめ申子二も無御座候付而、急度豊後守様へ申上候二も及申間敷か二候へ共、諸事相窺申儀二御座候故申上候、例之通二御座候へハ、当月は御暇前二も御座候間、其内相窺置、御暇被下候ハ、在所へ召連參申付度由候、以上

四月十六日

「秘記」にみる元禄から寛保年間の盛岡藩(一)

右之通被 仰入候処、同十八日、平右衛門様を以委細承届候、家中へ被遣候義は、勝手次第之事候間、急度仲間へ被 仰達及不申候、拙者承置候之間、御勝手次第可被成旨申来之

- 一 五月二日、藤平様御事、玉山刑部様と御改被成、依之御肴一折御上被成
- 一 同十三日、行信様江戸御発駕、先月廿一日御暇御拝領也

元禄十丁丑歳

(二脱) 四月九日、行信様、去月廿六日盛岡御発駕、今日御着

一 四月廿六日、主税様へ御養子二被 (南部政信) 進候次郎四郎様御年三、今朝御病死

一 五月廿五日、小督殿事、向後御袋様と可称之由被 仰出之

一 六月十一日、数馬様御事、坪内惣兵衛様へ御引取被成候付、今六半時、広戸半左衛門様御同道御出、御祝義物は以御使者被遣之

一 同廿二日、縮緬一箱、扇子一箱、(越前敦賀) 道川三郎左衛門、右ハ商船御領内へ遣候節、船役御免之由、(二代藩主) 利直様御黒印并御書一通、先祖三郎左衛門二

被下置候処、当三郎左衛門終ニ御目見不仕候付、此度江戸へ罷出、丁子屋末休を以申上、右之通指上御目見、於御吟味座敷御料理被下之

其方船、我等領内、何れの津へ罷越候共、役儀一切有間敷もの也

慶長五年

七月二日 利直御黒印

道川三郎左衛門との

其以来は不申承候、仍我等荷物拾駄ほと下申候、秋田へ之船馳走候而、御のせ可給候、於様子葛巻覚右衛門可申候、恐々謹言

南部信濃守

林鐘二日

利直御居判

たうのかハ

三郎左衛門殿

一 七月廿三日、尾張黄門様へ来春 (御殿) 御成之義就被 仰出候、被為成候節、可被献金貳百枚迄之御道具無御座、依之御扶持人本阿弥光律を、本阿弥光政

所迄御使者被遣、(南部行信)殿様御所持被遊候亀甲貞宗之代金式百枚之御道具御もらひ被成度旨、御内意被 仰越、其後成瀬隼人正殿より御状にて申来候付、

昨晚御留守居瀧六右衛門ニ右之貞宗為持、(徳川綱誠)中納言様へ被 進、今日御礼之趣、隼人正殿より御状にて申来

一十月十八日、(南部行信一六男)松之助様御事、半十郎様と御改

一十一月廿八日、太郎館大夫、御祓、長熨斗匏十把、新曆一本、右往古より御出入御祓上候処、中頃神職被改替候付、中絶申候、去年より被召返、本職ニ成候付、前々之通、此方へも御祓上申度由願ニ、此度子將監罷下、右之通上之

一十二月九日、銀子杓枚、内宮大郎館大夫、如先例御祓上候付、御初尾として被遣之

一同廿一日、尾張中納言様より御進物、御刀道誓一文字(代金百枚)、御刀行光(代金五十枚)、御刀助真(代金五十枚)、右之通、袋入、白さや、白木桐箱二入、成瀬隼人殿より添状にて来ル

追加一四月九日、行信様御着府

元禄十年五月朔日

一銀子式枚

右ハ、甲州河内不動別当大聖寺へ、(二代藩主)利直様と小笠原氏之御先祖御兩人にて、堂ノ修復被 仰付候、其後無懈怠御祈祷仕候へ共、末々迄御守札指上申も如何と被 召置候ハ、今度江戸へ罷出候付、御先祖之御祈願堂守之義候間、此度計も御守札上申度由申候付、御受納被遊、右之通被遣之

元禄十一戊寅歲

一四月十五日、(後の七代藩主利幹)吉助様御事、左近様と御改被 進

一同廿五日、(南部行信)殿様被寄御年、御髪薄被為成候付、惣結仕度と、以岸半右衛門、阿部豊後守様御用人迄御内意被 仰入候処、於御城御仲間様江被相達候間、御勝手次第可被成由被 仰越候付、為御礼、御老中様方、其外本庄因幡守様迄御廻被成

元禄十四辛巳歲

一四月六日、午上刻、行信様御着府、(後の六代藩主信忠)玉山刑部様御事、(南部行信)殿様御痛所被成御座候付、道中為御介抱御供にて御着

「秘記」にみる元禄から寛保年間の盛岡藩(一)

一 同廿九日、刑部様御事、阿部豊後守様(正武)へ御逢被下度由、中山平右衛門様を以兼而被 仰入候処、今日御出被成候様ニと被 仰進、今卯中刻、右近様御同道ニて御出、平右衛門様ニハ豊後様御内証へ御出、御取持、御対面、此節黄金馬代御持参也

一 同日、御頼之御先手衆小笠原十右衛門様へ、被得御意度由被 仰遣、十右衛門様御出候処、刑部様御事、御嫡子ニ御願被成度由御頼、豊後様へ御願書御上被成

私次男刑部儀、只今迄在所ニ指置申候処ニ、今度召連申候、嫡子ニ奉願候、以御序可然様御執成奉頼候、恐惶謹言

(行信)  
御名

四月廿九日

御居判

阿部豊後守様

一 五月朔日

御同名刑部殿儀、只今迄御在所被指置候之処、今度当地江御同道候間、惣領ニ御願有之度旨、各江も申達候間、可為勝手次第候、為其如此御座候、已上

五月朔日

阿部豊後守

(行信)  
南部信濃守様

右之通、御手紙来、御報御相応

一 同五日、刑部様御乘輿二本御道具為御持被成義、阿部豊後守様へ瀧六右衛門を以御伺被成候処、御仲間様へ被 仰達及不申候間、御勝手次第可被成由被 仰遣之

一 五月十日、殿様、毛利甲斐守様江御出之節、甲州様之御娘於もと様、殿様御養娘分ニ被成、刑部様へ御嫁娶被成度、重信様へ御相談之上、甲州様御事ニ候へハ、御媒を以御内意御聞合も如何思召候間、御縁厚事御座候条、何とそ御同心被下候様ニと被 仰入候処、甲斐守様御歡不浅、御同心ニ被成御座候間、此上 公義御伺宜様ニと御挨拶之由

一 同十一日、御在所赤前浦江、四月十八日八時、引鯨と申もの二本寄候付、獵師共もりを付留候処ニ、同日七時、鯨百三拾九本寄候を、近所之獵師并百姓共不残留候由申来之

一 同十五日、殿様へ昨日御奉書到来、刑部様御目見被 仰付候間、今朝五時御同道御登城候様ニ申来、行信様・刑部様御同道、公方様江御太刀黄

(御出願書)

金馬代時服五、御台様へしろかね十枚、三丸様へ同断、右ハ刑部様より献上之、公方様へ綿百把、殿様より献上

一同十八日、今朝、小笠原十右衛門様を以（前部消息）若殿様御縁組御願書、稲葉丹後守様へ被（正庄）指出候処、御請取置被成、残四人之御老中様へも十右衛門様御出、右之趣御口上ニて被 仰達、夫より此方御屋布へ御出、為御知被成

口上

毛利甲斐守娘、私致養子分、同氏刑部縁組仕度奉存候、双方二度目之儀御座候間、不苦被 思召候は、内証ニ（行信）而申合度奉窺候、以上

五月十八日

御名

宛所なし

一同廿八日、（行信・前部消息）両殿様御同道御出仕、若殿様月次御出仕之義、去廿五日、稲葉丹後守様へ灌六右衛門を以御願被成候処、同廿六日、以御書付御願之通被 仰出候付、今日始（行信）而御出仕被遊候事

一六月十日、築地御中屋敷と愛宕之下神尾五郎大夫様御屋敷替被成度之旨、先月廿九日付御願書ニ（長重）而、同晦日、稲葉丹後守様へ小笠原十右衛門様御頼被指出候処、今日御月番小笠原佐渡守様より御留守居被為呼、関新平被遣候処、御願被成候御屋敷替被 仰付候間、双方相对之上、引替候様ニ佐渡守様御直被 仰渡之、依之 殿様早速佐渡様へ御礼御出、外御老中様方へも御出被成、（五郎大夫様御屋敷二千二百坪余 此方様御やしき二百坪余）

一神尾五郎大夫様御家来へ灌六右衛門内談之上、御屋敷引料金千六百五十両被遣之

一七月五日、昨四日、御奉書到来ニ付、殿様御登 城被成候処、若殿様御縁組被 仰出之旨、秋元（喬知）但馬守様被 仰渡之

一同十日、毛利甲州様へ若殿様より御結納之御祝義被遣、御使者下田覚左衛門、介副関新平

一同廿五日、若殿様御婚禮今晚御調

一八月五日、今日神尾五郎大夫様御屋敷と築地御屋敷双方移替相済候付、甲斐庄喜右衛門様・水野権十郎様・奥田八郎右衛門様へ為御届御使者被遣之

一十月十二日、藤枝宮内駕籠御免之義、從 殿様御願被成候付、去六日、阿部豊後守様へも御内意御伺之上、御願被成候処、御免被成、誓詞御目付衆へ差上之、且又家老・用人之外、右願不罷成候付、宮内義、用人と被 仰上事済

一十二月十八日、昨十七日、若殿様へ御奉書到来ニ付、今朝御登 城候処、御叙爵被 仰出

一同日、若殿様御名、備後守様と御改被成度旨、豊後様へ御内意被 仰入候処ニ、御伺及不申候間、御名御改候由、以御書付御月番へ被 仰達候様ニと御指図ニ付、秋元但馬守様へ関新平御書付持参候処、被得其意候由、御返答也

元禄十五年歲

一二月十一日、辰刻、四谷之先、内藤宿より出火、北風烈、青山宿百人町より麻布江燒失、爰にて風少西ニ寄、麻布御殿不殘燒失、亀井隱岐守様御屋敷へ火移、夫より此方御下屋敷表裏より火移、御本家并 重信様御家、其外惣御長屋、御山御茶屋等迄不殘燒亡、御山六角堂殘ル、御土藏之内、御重宝之御道具共入候ハ殘、其外雜物入候御土藏ニ燒失候へ共、諸道具ハ相出候付、御土藏計燒ル、依之 重信様・主税様(南部政信)ニハ、渋谷新御屋敷へ御立退、若殿様(南部信忠)ニハ桜田御屋敷(元禄、後の吉元)、奥様ニハ毛利右京大夫様(毛利綱元)広尾之御屋敷へ御退被成候処、風下ニ付、夫より甲斐守様日ヶ久保之御屋敷へ御出、主計様(南部勝信)ニハ白銀之御拝領屋敷へ御除被成

一午刻、御老中御連名之以御奉書、麻布御殿へ相詰、火防候様ニと殿様(南部行信)へ増火消被 仰付候付、早速御出被成候処、御殿江御かけ着不被成以前ニ 御殿不殘燒失故、御目付別所孫右衛門様へ御伺被成候ハ、 御殿燒失之上ハ、外之火ニても御防可被成哉と被 仰候処、其段ハ御指図難被成候、 御殿燒失之上ハ、御人数御引取可然由御挨拶ニ付、即時御人数被召連御帰、直々為御届御老中様方へ御廻、申刻御帰  
右之火事、段々強く、白銀二本坂、三田・芝・品川御殿林江燒ぬけ、品川宿不殘燒失、西下刻火鎮

元禄十六歲未歲

- 一二月五日、本多与市郎并松尾善太郎、御暇被下度旨願上、兩人共ニ願之通被 仰出、御目付中河原判平小屋にて、石龜平八立合申渡
- 一同九日、御家老桜庭十郎右衛門(五十五歳)・御留守居瀧六右衛門(五十三)、駕籠御免之御願、去三日、秋元(喬和)但馬守様江被 指出、御願之通被 仰付、今日御目付長田甚左衛門様御宅にて、誓詞判形相済
- 一同廿一日、漆戸半七、主膳と名改候様ニ被 仰出之
- 一同日、西海枝八郎右衛門義、本名字之毛馬内ニ仕、名左膳と改可申之由被 仰出、嫡子助九郎義ハ、右之通西海枝にて可罷有由被 仰出之
- 一三月十七日、桜庭十郎右衛門、江嶋弁才天江參詣之御暇、願之通被下之、今日発足
- 一五月朔日、橋本左兵へ儀、名・名字改候義、如願大河原藤兵衛と被 仰出
- 一同三日、見坊久益義、先達而還俗被 仰付、今日仁左衛門と名改被 仰付、御上下被下之

〔宝永元〕  
元禄十七甲申歲

〔南都信忠〕  
殿様御着府

一 四月三日、  
一 六月九日、御家老榎山五左衛門五十六歳、乗物御免之御願、去ル三日、秋元但馬守（喬知）様へ被 仰上候処、御願之通被 仰出、今日御目付駒木根長三郎様於御宅、吉田宇右衛門同道にて、五左衛門誓詞相濟

一 十月朔日、殿様御発駕前、御在所神明御社山伏小路ニ仕度、自光坊願上候付被 仰付置候処、山伏共墓所数ヶ所有之候場所故、御社穢候而罷成間敷由、自光坊并御役人共申出候付、先年毛馬内三左衛門隱居屋敷被下置候八幡丁後屋敷、三左衛門差上、其後吉岡又左衛門ニ被下置候処、于今作事も不仕、尤神明御社ニ場所相応、御城方向も能候付、右之場所申付、自光坊屋敷も為掃除、右御社之並田形少入、自光坊ニ為取候様ニ可仕候旨、且又、右又左衛門代屋敷、追而願次第渡可申由、桜庭十郎右衛門・毛馬内九左衛門より申来

一 十二月五日、  
〔徳川御覽、後の家宣〕  
甲府中納言様、今朝御登 城、御養君ニ被 仰出之

宝永三丙戌歳

一 四月十五日、  
〔南都信忠〕  
殿様、御連名之以御奉書、護持院火之御番被 仰付之

一 同日、桜庭十郎右衛門、今日御在所へ下候付、順路見分旁王子海道へ懸り罷下、依之御徒之者一人、為見分指添遣之

一 同十六日、王子海道順路書付、御徒長沢新右衛門持参之

一 同十九日、護持院火之御番、松平右衛門督様御役人より今日御請取

一 八月十四日、盛岡御城石垣御修復、先達而御伺相濟、段々御普請被成候処、石不足ニ付、桜庭兵四郎前御堀之内ニ有之石、并大手之脇本町裏御堀之内ニ有之石、御遣被成度旨、御城絵図を以、土屋相模守（政重）様へ御伺被成候処、今日、吉田宇右衛門被為呼被 仰聞御口上、御在所御城御修復之義、先達而御伺候付、其刻及奉書候、段々御修復被成候処、石不足ニ付、外かわ堀之内ニ有之石御遣被成度旨、委細以絵図被 仰聞致承知候、及奉書不申候間、無御遠慮御遣可被成候由被 仰聞、御指出シ被成候絵図は、あなたニ被御留置候也

一 九月廿一日、奥山謙徳院弟子伊藤玄通、護持院様より御頼ニ付、拾五人ふち被下被 召抱、玄通、扇子箱にて御目見申上之

一 十一月廿一日、秋元但馬守（喬知）様より御留守居被為呼、兼而御願上被成候秋田信濃守（暁季）様御屋敷と此方御中屋敷御引替、御願之通被 仰渡之

一 十二月十三日、七戸善之助殿、向後山田大学殿並ニ可仕旨被 仰出

〔秘記〕にみる元禄から寛保年間の盛岡藩（一）

宝永四丁亥歳

一四月十五日、護持院火之御番御代、松平大膳大夫様へ被 仰付、今日、彼地御引渡相済

同五戊子歳

一三月廿八日、去八日京都出火、 禁裡炎上ニ付、為伺 御機嫌油川七郎左衛門明日為御登被成候付、 禁裡附、仙洞附、院御所附、伝奏衆、御所司

代江御書被遣之

一宝永六年二月六日、卯上刻、<sup>〔南部利幹〕</sup>殿様、<sup>〔長重〕</sup>小笠原佐渡守様へ御出被成、御代替御誓詞相済

宝永七庚寅年

一閏八月廿八日、九曜御紋、向後 御前ニて御附被遊候間、御一門・高知之外附申間敷候、縦小身成共、由緒を以附来候者共有之候ハ、被相尋、委細可申上由、且又、岩間丹下へ計九曜御紋御免被成旨被 仰出、右之趣、御在所へ申遣之

一九月十二日、漆戸甚左衛門、 御前へ被為召、石見と名改被 仰出之

一同十三日、漆戸石見、花輪違之紋附可申由被 仰出之

一十月七日、岩間丹下、九曜之紋御免ニ付、九曜之御幕一通り被下之、石見・<sup>〔漆戸〕</sup>彈正申渡之

一同廿六日、御家老中野吉兵衛、依病氣御役願之通御免被成候付、御用番御老中本多伯耆守様へ相免候段、吉田宇右衛門書付持参、御届相済

註

(1) 細井・兼平「秘記」にみる正保から貞享年間の盛岡藩」(『東北福祉大学研究紀要』第二七卷、二〇〇三年、二九〇～二九五頁)。

(2) この点については、前号より以前に、兼平「岩手県立図書館所蔵『古記録雑抄』・『秘記』について」(『岩手史学研究』第八五号、二〇〇二年、九六～一二頁)のなかで詳述したので、あわせて参照いただきたい。

(3) 渡辺信夫「馬」(『講座・日本技術の社会史』第八卷〈交通・運輸〉、日本評論社、一九八五年、二八〇～二九五頁)。鯨井千佐登「交流と藩境―動物・仙台藩・国家―」(『地方史研究協議会編『交流の日本史―地域からの歴史像―』雄山閣、一九九〇年、四二～六五頁)。細井計「公儀馬買と盛岡藩」(『宮城史学』特別号〈大塚徳郎先生傘寿記念〉、一九九三年、四九～五六頁)。なお、最近では中川学氏が「年中行事のなかの仙台馬」(『仙台市政だより』市史編さんこぼれ話

94、二〇〇二年一月)のなかで触れている。

(4) 細井・兼平・杉山令奈「公儀御馬買衆と盛岡藩」(『岩手大学教育学部研究年報』第六一卷第二号、二〇〇二年、一〇二〇～一〇四九頁)。  
(5) 久留島浩「牧士」(『久留島浩編』シリーズ近世の身分的周縁5 支配をささえる人々)吉川弘文館、二〇〇〇年、一三四頁)。

(6) 塚本学『江戸時代人と動物』日本エディタースクール出版部、一九九五年、四三頁。

(7) 『日本馬政史』第二卷、帝国競馬協会、一九二八年、三三九～三四一頁。

(8) 『内閣文庫影印叢刊 譜牒餘録』中、国立公文書館、一九七四年、二三五頁、二四〇頁。但、次に挙げる解説文の傍注は筆者によるもの。

一 権現様(徳川家康)・台徳院様御鷹御馬御用二付、御役人衆年々在所へ被差下候、依之大膳大夫方へ時々御書被成下候、就中慶長二年八月十日従 台徳院様御書

二 被相添御鞍鏡各五具拜受仕候 御書等于今所持仕候 (二三五頁)

一 台徳院様御馬御用二付、御役人木村孫三郎殿・同九郎左衛門殿・太田甚四郎殿など年々在所へ被差下候、其節大膳大夫・信濃守(南部信直)二歴仕之北尾張・同九

兵衛・桜庭兵助方へ度々 御直書被成下、于今所持仕候、但御用之儀、御馳走申上御満足、或ハ御馳走可仕之由、又ハ折々御馬献上仕候二付被成下候 御

書二御座候、(以下略、二四〇頁)

なお、御馬買衆の派遣開始時期については、前掲共著「公儀御馬買衆と盛岡藩」のなかで詳しく検討したので、あわせて参照いただきたい。

(9) 『大日本古記録 梅津政景日記』六、岩波書店、一九六〇年、二八〇頁、二八二頁、二八六頁。

(10) 中世の武士に関して検討した野口実氏の研究(野口「武家の棟梁の条件 中世武士を見なおす」中央公論社、一九九四年。なお、同書における本稿との関連

部分は、野口「棟梁の条件」(『日本歴史』第五三三号、一九九二年)が基になっている)によれば、「武芸二弓馬の芸に秀でること」(三頁)、また、馬・武器・馬具を「大量、かつ円滑に調達しうること」(九頁)が、武家の棟梁としての条件であり、そのために、武家の棟梁は「馬や武器の生産地の一元的掌握

が要請された」(一五頁)という。武家の棟梁たる征夷大將軍に就任する前後の家康による南部領への頻繁な「御馬御用」役人の派遣と、それによる良馬の

積極的な確保は、こうした武家の伝統を強く意識したものであったのではないだろうか。

(11) このことは、寛文四年(一六六四)に三代藩主南部重直の相続人選定をめぐる生じた盛岡藩領内の騒動を、逗留中の御馬買衆が密かに幕府へ通報していた

と伝えられていることから推測されるが(兼平「南部重直の嗣子選定について」(『岩手史学研究』第八三号、二〇〇〇年、六八～六九頁)、幕府が松前・

津軽方面へ派遣していた鷹匠(盛岡藩の「雑書」では「御公義御鷹師衆」などと記されている)の「物聞」としての性格に注目された菊池勇夫氏の指摘(鷹

と松前藩「近世初・前期を中心に」(『地方史研究協議会編』『蝦夷地・北海道一歴史と生活』雄山閣、一九八一年、一二七頁)。後に「鷹儀礼にみる松前藩の

位置」として、菊池「幕藩体制と蝦夷地」(『雄山閣』一九八四年)に収録)などからも推測されよう。

(12) 「天和二年八月二十九日付 中山勘兵衛・加藤勘四郎宛南部重直書状」(『御在府留』所収文書、中央公民館所蔵)。

(13) 『雫石町史』雫石町・同教育委員会、一九七九年、四九四頁。

(14) 千葉貞三氏所蔵文書(雫石町立歴史民俗資料館預託文書)。

(15) 『南部叢書』第五冊、南部叢書刊行会、一九二九年。なお、中央公民館所蔵の「封内貢賦記」(一冊)によっても記載内容を確認した。

(16) 前掲『雫石町史』四九八頁。

(17) 北原進「府中の馬市」(『府中市史』付編、一九六七年、一二～一七頁)。東北諸藩への派遣に比べて、府中への御馬買衆の派遣が長く続けられたのは、江戸

との距離が盛岡・仙台などに比べると圧倒的に近いという地理的条件も大きな要因のひとつであろう。なお、府中へ派遣されていた御馬買衆の動向について

「秘記」にみる元禄から寛保年間の盛岡藩(一)

は明らかにできていないが、『松平大和守日記』上(村上古文書刊行会、一九八九年)万治三年一月九日条をみると、御馬買衆はこの年に三五疋を購入しているが、購入価格は一疋あたり二四両から七二両と高値であった。馬の産地は主に信州や上州であるが、水戸や仙台産の馬も含まれている。なお、府中の馬市は、享保七年には市が江戸に移されたために急速に衰退、その後は断絶と再興を繰り返した。

- (18) 東北諸藩への御馬買衆の派遣は元禄四年に廃止されるが、脇馬買の派遣は禁止されたわけではない。「雑書」によると、例えば元禄一〇年には秋田藩の馬買役人が(一月四日条)、元禄一二年には二本松藩の馬買役人が(一月八日条)、それぞれ盛岡へ派遣されている。

- (19) 「正徳四年二月付 諏訪部文右衛門宛御馬代金請取証文」(「御在府留」所収文書、中央公民館所蔵)。

- (20) 「雑書」享保四年一月朔日条によると、「当年御買上御馬、府中にて五匹、御馬代金式拾五両概、仙台にて拾五疋、御馬代金式拾五両概、南部二面拾五疋、御馬代金拾両概」とある。盛岡藩の馬が仙台・府中の馬より低価なのは、馬の質によるものではなく、相場の違いによるものであろう。なお、本文で述べるように、享保八年以降は盛岡・仙台両藩の馬喰が江戸へ馬を運び、そこで売却するようになるが、幕府の購入価格は両藩の馬ともに一疋あたり三五両ほどであった。

- (21) 荒居英次「徳川吉宗の洋牛馬輸入とその影響」(「日本歴史」第一七四号、一九六二年、七二〜八二頁)。

- (22) 同右、七四頁。

- (23) 同右、七五〜七六頁。

- (24) 「有徳院殿御実紀附録」巻二二(「新訂増補国史大系 徳川実紀」第九篇、吉川弘文館、一九九九年、二六四頁)には、「下総国小金をよび佐倉に牧をひらかれ。野飼の馬多くはなたれしが。いくほどなく子を産して。年々に名駒多く牽来りしを。御みづから台覧あり。」とあり、また、「有徳院殿御実紀」巻二六、享保一三年三月一七日条(「新訂増補国史大系 徳川実紀」第八篇、吉川弘文館、一九九九年、四五三頁)には、「こたび安房の国峯岡の馬あまたひきいれをかるゝにより。のぞみこふものあらば。この十九日諏訪部文右衛門定軌が馬場先の厩にいたり。かひもとむべしと。目付もてつたへらる。」とあるように、幕府牧で生産された馬は、諸大名らへ売却されるまでになっているのである。一方で、「八戸藩日記」享保一八年四月四日条によると、「近年南部馬宜駒出不申」(「八戸市史」史料編、近世5、一九七七年、一七八頁)と幕府御馬預諏訪部文右衛門定軌から盛岡藩へ伝えられており、仙台藩でも享保一六年に馬産の衰退を挽回しようと試みられていることから(「宮城県史」一〇巻、産業II、一九五八年、三七二頁)、両藩のこの時期の馬産の停滞も、幕府による馬喰馬の購入数減少の大きな要因であったといえよう。

(付記) 兼平「幕藩体制確立期の東北諸藩」(「白い国の詩」二〇〇四年四月号、東北電力株式会社広報・地域交流部)のなかでも本稿の内容に触れたので、あわせて参照いただきたい。

【表2：仙台藩】

年号	馬数
元禄 4年	8
5年	—
6年	7
7年	8
8年	—
9年	8
10年	8
11年	—
12年	8
13年	7
14年	8
15年	—
16年	—
宝永 1年	—
2年	—
3年	—
4年	8
5年	8
6年	8
7年	8
正徳 1年	—
2年	8
3年	8
4年	8
5年	8
享保 1年	13
2年	10
3年	10
4年	15
5年	15
6年	15
7年	15
8年	—
9年	13
10年	17
11年	—
12年	8
13年	7
14年	3
15年	4
16年	2
17年	1
18年	3
19年	2
20年	2
元文 1年	1
2年	3
3年	4
4年	4
5年	6
寛保 1年	1
2年	5
3年	3

【表1：盛岡藩】

年号	馬数	年号	馬数
寛永 20年	—	元禄 4年	8
正保 1年	—	5年	8
2年	—	6年	8
3年	58	7年	—
4年	—	8年	7
慶安 1年	7	9年	7
2年	74	10年	7
3年	81	11年	7
4年	18	12年	7
承応 1年	20	13年	8
2年	24	14年	7
3年	—	15年	7
明暦 1年	—	16年	7
2年	—	宝永 1年	7
3年	—	2年	7
万治 1年	15	3年	7
2年	18	4年	7
3年	15	5年	7
寛文 1年	13	6年	7
2年	26	7年	7
3年	17	正徳 1年	7
4年	23	2年	7
5年	18	3年	7
6年	16	4年	7
7年	17	5年	7
8年	16	享保 1年	12
9年	15	2年	12
10年	—	3年	12
11年	12	4年	15
12年	20	5年	15
延宝 1年	16	6年	15
2年	17	7年	15
3年	16	8年	—
4年	21	9年	13
5年	18	10年	—
6年	22	11年	19
7年	—	12年	16
8年	23	13年	16
天和 1年	—	14年	7
2年	24	15年	2
3年	20	16年	3
貞享 1年	—	17年	3
2年	21	18年	2
3年	18	19年	5
4年	20	20年	2
元禄 1年	13	元文 1年	—
2年	—	2年	5
3年	8	3年	1
		4年	4
		5年	5
		寛保 1年	6
		2年	5
		3年	5

註・【表1】は盛岡藩から、【表2】は仙台藩から、幕府が購入した馬の数を一覧にした。元禄三年までは御馬買衆派遣による購入、享保四年までは目録による購入(御買馬)、享保七年までは御用御馬の購入、享保八年以降は馬喰馬からの御用馬購入である。なお、仙台藩からの御馬買衆派遣による購入馬数は、管見の限りほとんど不明である。また、「—」は購入馬数が不明であることを示す。

・【表1】は、「雑書」「書留」「奥瀬家日記抜書」「御用人所雑書」「御在府留」(以上、盛岡市中央公民館所蔵)と「花印」(『花巻市史』年表篇所収)から、【表2】は、「肯山公治家記録」(『伊達治家記録』宝文堂)と「獅山公治家記録」「忠山公治家記録」(以上、仙台市博物館所蔵)から、それぞれ作成した。